

平成29年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

①担当課欄の()は現担当課名

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方針	④実績				⑤進捗状況評価	⑥H30年度の目標																
						項目	27年度	項目	28年度			項目	29年度														
I: 子どもの生きる力を育成します	1. 遊び場・子どもの居場所づくり	1. 児童館事業	子育て支援課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、指定管理者制度を導入したことから、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。	実施箇所数/箇所	2	実施箇所数/箇所	2	実施箇所数/箇所	2	A	昨年度に引き続き、人気講座を多く実施したり、工夫あふれる行事を実施することによって利用者増に努めます。														
						利用者計/人	40,873	利用者計/人	45,525	利用者計/人	46,199																
		人権課	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適切な整備を実施する。	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	実施箇所数/箇所	4	実施箇所数/箇所	4	実施箇所数/箇所	4	A	方針と同様 新たな利用者の掘り起こしを行い、利用者の拡大を図る。															
					利用者計/人	6,626	利用者計/人	17,275	利用者計/人	18,259																	
		2. 遊び場の整備	都市計画課	地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	実施箇所数/箇所	12	実施箇所数/箇所	11	実施箇所数/箇所	5	A	方針と同様														
						利用者計/人	4,186	利用者計/人	14,585	利用者計/人	15,901																
		3. 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について引き続き広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していきます。	実施箇所数/箇所	4	実施箇所数/箇所	4	実施箇所数/箇所	4	A	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き広報・周知を行う。利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していく。														
						利用者計/人	21,919	利用者計/人	21,638	利用者計/人	28,224																
		幼保運営課	地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について引き続き広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していきます。	実施箇所数/箇所	6	実施箇所数/箇所	6	実施箇所数/箇所	6	A	乳児期においては、保護者の愛情をもって育むことも重要と言われているので、家庭保育の推進の観点からも支援センターの利用をPRしていく必要がある。															
					利用者計/人	18,894	利用者計/人	20,484	利用者計/人	17,761																	
4. 子ども会活動等の団体活動	市民活動推進課	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所づくりに努める。	地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子どもの団体活動を推進します。	実施回数/回(参加者数/人)	3(326)	実施回数/回(参加者数/人)	6(640)	実施回数/回(参加者数/人)	4(504)	A	参加者数が増加するよう、居場所づくりとして参加しやすい活動を企画する。																
				利用者計/人	11,155	利用者計/人	10,621	利用者計/人	13,702																		
重2対策: 総合的な放課後児	1. 放課後子ども総合プランの推進	教育部総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため「青い鳥教室」の充実と「放課後子ども教室」の拡大に努め、両事業を連携して実施する整備体制を検討する。	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」を平成31年度までに1箇所整備することを目指します。	青い鳥実施箇所数/教室(子ども教室箇所数/箇所)	23(7)	青い鳥実施箇所数/教室(子ども教室箇所数/箇所)	30(7)	青い鳥実施箇所数/教室(子ども教室箇所数/箇所)	31(7)	B	「青い鳥教室」の充実 「放課後子供教室」未設置校区に新規開設 「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業の拡大															
					東中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	5(3)	東中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	7(3)	東中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	8(3)																	
					西中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	3(5)	西中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	7(1)	西中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	7(1)																	
					南中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	6(1)	南中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	8(1)	南中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	8(1)																	
					綾歌中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	3(0)	綾歌中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	4(0)	綾歌中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	4(0)																	
					飯山中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	4(2)	飯山中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	4(2)	飯山中学校区/教室(子ども教室箇所数/箇所)	4(2)																	
					3. いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相談体制の充実を図ります。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、県と協力してスクールカウンセラーを市立全小・中学校に配置するとともに、学校教育サポート室のカウンセラーが定期的に校区を巡回して、相談活動を行うことができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。			教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	A	方針と同様											
									2. 教育支援センター	学校教育課			学校長からの依頼を受け、不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取り組みせることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰ができるよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、友だちや指導員との交流や体験活動を行った。活動を通して、コミュニケーション力やソーシャルスキルを高めることができた。また、中学3年生で通級していた生徒のほとんどが、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	A	方針と同様								
																				3. カウンセリング	学校教育課	いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、学校の支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、学校の支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った	A	方針と同様
4. 有害環境対策と非行等防止対策	1. 有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センター	少年育成センターの育成だより「かめっこ」において携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発する。また、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	白ポストや携帯電話・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	「かめっこ」6月号において「ケータイ・スマホ家族の約束事」の内容を掲載した。市内の小中学校の児童、生徒に配布し啓発した。	なし。	「かめっこ」1月号において「インターネットの世界とどうつきあうか。スマホを持たせて大丈夫？」という内容を掲載し、インターネット・スマホを使用する際の利便性や危険性を訴えた。	A	育成だより「かめっこ」において、スマホ利用時の危険性についての記事を掲載する予定。																		
										学校教育課	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	県薬物乱用防止教育研修会参加校数/校	19	県薬物乱用防止教育研修会参加校数/校	18	県薬物乱用防止教育研修会参加校数/校	18	A	方針と同様 参加校数の増加								
	2. 情報モラル教育	学校教育課	小・中学校において、メディアへの過度な依存やトラブル防止に対する情報モラル教育を推進する。	メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	実施校/校	23	実施校/校	23	実施校/校											23	A	方針と同様					
										3. 補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもたちが集まりやすい場所などを巡回し、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	補導実施回数/回	523	補導実施回数/回	513	補導実施回数/回	500				A	前年度に引き続き、関係団体から推薦された補導員の協力のもと、週4日の下校時と夜間の補導活動を継続していく。また、巡回場所の見直し等も検討していく。			
4. 少年相談	少年育成センター	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・中学校及び高等学校の児童・生徒に配布し広報に努めます。	相談件数/件	47	相談件数/件	33	相談件数/件	43											A	前年度に引き続き、相談カード、相談チラシの配布など継続していく。						

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標			
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度	
・5 保 健 対 人 策 期 に 向 け て の 健 康 づ く り		1.小児生活習慣病対策	学校教育課	小学校4年生の希望者及び中学校1年生の一部を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童を早期発見し、児童・生徒及び保護者に対して保健指導を実施する。また、必要であれば、学校と協力して、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を勧めます。また、今後は中学生を対象にするなど、事業の拡大を検討します。	実施校数/校	16	実施校数/校	16	実施校数/校	17	A	方針と同様 実施校数の増加	
		2.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を充実します。	実施校数/校	23	実施校数/校	23	実施校数/校	23	A	方針と同様	
		3.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。さらに、保護者を対象とした講義などを実施し、家庭における児童・生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。	実施校数/校	23	実施校数/校	23	実施校数/校	23	A	方針と同様	
		4.思春期保健教育	学校教育課 健康課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人形を使っての保育実習、講演会などを実施する。	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、体験を通して自分の命の大切さとともに赤ちゃんの命について考える学習を進めます。	実施校数/校 実施希望数/回 (実施回数/回)	6 0	実施校数/校 実施希望数/回 (実施回数/回)	23 0	実施校数/校 実施希望数/回 (実施回数/回)	22 0	A B	方針と同様	
・6 子 ど も の 心 身 の 育 ち を 助 け る 食 育 の 推 進	2.子どもの食育	1.妊産婦の食育	健康課	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	健康な子どもを生み育てるために、妊娠・出産期からバランスの良い食事を摂れるよう、教室の開催、啓発・情報提供に努めます。	講座参加人数/人	69	講座参加人数/人	42	講座参加人数/人	111	A	妊娠、出産期に必要な食事について啓発する	
		2.子どもの食育	健康課		教育・保育施設の子どもの保護者に対して、食に関する正しい知識の獲得や望ましい食習慣の形成を目指した教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	参加人数/人	個別 1,026 集団 1,772	参加人数/人	個別 1,099 集団 1,889	参加人数/人	個別 1,050 集団 1,542	A	小児生活習慣病の知識を重点に啓発し食育の土台づくりを図る
			健康課		子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	参加人数/人	個別 11 30 (1,014)	参加人数/人	個別 11 30 (1,077)	参加人数/人	個別 11 27 (1,041)	A	現状の活動を継続していくとともに、給食のDVDを新たに作成し、学校での食育指導に活用する。
		学校給食センター	食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	実施回数/回 (対象人数/人)	35 (1,258)	実施回数/回 (対象人数/人)	12 (655)	実施回数/回 (対象人数/人)	9 (191)	A	食育講座や体験型教室を継続して実施し、知識の充実を図る。		
7 人 間 性 や 個 性 を 育 む 環 境 整 備	1.図書館事業	図書館	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	ブックスタート参加人数/人	936	ブックスタート参加人数/人	940	ブックスタート参加人数/人	907	A	方針と同様		
		図書館			セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	752 (72)	セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	766 (71.3)	セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	747 (72.5)	A	方針と同様		
2.文化芸術鑑賞の機会の提供	文化観光課 (文化課)		美術館において親子を対象としたワークショップを開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの感性や創造力を育むことができるように努めます。 また、市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を実施することで本物の文化芸術に触れる機会を提供します。	開催回数/回 実施校/校	4 5	開催回数/回 実施校/校	6 5	親子向けワークショップ開催回数/回 参加者数/人 文化芸術鑑賞教室実施校/校 参加者数/人	8 1,366 5 2,084	A	同事業は、継続して実施していくことに加えて、親子対象のワークショップについては拡充を図ると共に子どもを対象とした事業についての充実にも努めたい。		
													3.異年齢交流・異学年交流・世代間交流	幼保運営課
学校教育課									A	方針と同様				

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標		
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度
7 ・ 人 間 性 や 個 性 を 育 む 環 境 整 備	4.人権教育・啓発	幼保運営課	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。	一人ひとりの子どもの人権を守り、共に支えあう仲間作りや自尊感情が育めるよう、日々の保育を充実させたり、それぞれの園独自に年間計画を作成し、園の実情に合わせて、保護者も交えた研修会を実施。 ・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図った。	実施校数/校	23	実施校数/校	23	実施校数/校	23	A	人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図り継続して取り組む。 ・研修会など、園内だけではなく人権について多くの人と語り合う機会をもつ。 ・日々の保育・教育を大切に、丁寧に行うことで、子どもたちの自発的な気づきや思いに寄り添い、自分や他人を認め、愛する気持ちの基礎を培っていく。
						学校教育課					A	方針と同様	
	5.子どもの体力づくり	学校教育課	小・中学校において、体力向上プランを策定し、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。	子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進します。	体力向上プラン策定校数/校	23	体力向上プラン策定校数/校	23	体力向上プラン策定校数/校	23	23	A	方針と同様
		学校教育課											
8 ・ 総 合 的 ・ 継 続 的 な 障 が い 児 支 援	1.発達相談	健康課	子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保健師や保育士による相談を実施する。 【こども相談】 子どもの心身の発達や情緒、行動などに不安のある親子のために児童心理司による相談を実施する。	すべての障がいのある子どもが、障がいの程度や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。	こども相談延べ件数/件	81	こども相談延べ件数/件	88	こども相談延べ件数/件	84	A	子どもの心身の発達や情緒・行動面について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。	
		健康課	【ことばの相談】 きこえやことばの発達に不安のある親子のために言語聴覚士による相談を実施する。		ことばの相談延べ件数/件	331	ことばの相談延べ件数/件	362	ことばの相談延べ件数/件	404	A	ことばの発達や発音について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。	
	2.特別支援教育・障がい児保育	幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受け入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。	すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。	加配対象者数/人	440	加配対象者数/人	442	加配対象者数/人	455	A	巡回カウンセリング対象者の増加に比例し、加配を必要とする児童も増加している。相談員が1名増えたことにより、対象児童や保育士等に対する支援体制の充実を図っていく。	
		学校教育課			配置人数/人 実施回数/回	小32人、中5人 実施回数110	配置人数/人 実施回数/回	小32人、中5人 実施回数110	配置人数/人 実施回数/回	小32人、中5人 実施回数107	A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数の増加	
	3.発達障がい児支援	幼保運営課	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもへの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。		相談回数/回 (延べ利用者数/人)	303 (737)	配置人数/人 実施回数/回	315 (786)	配置人数/人 実施回数/回	306 (805)	A	近年、相談回数や件数も多く推移している。新規の相談者の増加に加え、相談内容の広範化という現状を踏まえ、対象範囲等今後の進め方を検討するほか、まる育サポートとのさらなる連携を図っていく必要がある。	
		学校教育課			研修実施回数/回	5	研修実施回数	5	研修実施回数	5	A	方針と同様	
	4.障がい福祉サービス	福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は治療も行う。)	障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。	利用延人数/人	557	利用延人数/人	976	利用延人数/人	1555	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行なう。	
		福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。	発達上、障がいのある子どもについては、親が早期に障害があることを認識し、早期対応することで、子どもの育ちに大きな影響があることから、関係機関と連携を取りながら、相談や指導の充実を図り、障がいの早期発見、早期療育に努めます。	利用延人数/人	2,186	利用延人数/人	2,714	利用延人数/人	3,184	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行なう。	
		福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		利用延人数/人	12	利用延人数/人	21	利用延人数/人	36	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行なう。	
		福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	406	利用延人数/人	439	利用延人数/人	517	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行なう。	

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標		
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度
Ⅱ：子育て家庭を応援します	1・切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	1.母子健康手帳などの発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	安産で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。	発行部数/部	980	発行部数/部	941	発行部数/部	917	A	妊産婦時に保健師・助産師による面接を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。
		2.母子保健推進員・愛育班の育成・支援	健康課	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。		推進員人数/人	98	推進員人数/人	93	推進員人数/人	97	A	乳児期からの「お口のマッサージ」について普及啓発していく。
		5.妊娠期からの飲酒・喫煙対策	健康課	流早産や低出生体重児などの予防のために母子健康手帳発行や訪問指導の時に飲酒・喫煙について啓発する。		訪問件数/人	429	訪問件数/人	414	訪問件数/人	316	A	妊産婦から生活習慣病予防(飲酒・喫煙)について健康相談・健康教育等を行い、知識の普及啓発に努める。
		6.妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	健康課	保健師や助産師が各家庭を訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。		声かけ数/人	1,833	声かけ数/人	1,878	声かけ数/人	2,370	A	妊産婦や乳幼児をもつ保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるように訪問活動を行う。
		7.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		研修/回	443	研修/回	299	研修/回	384	A	機会を捉えて、事業の周知を行う。事業の拡充に向けて、情報収集・検討を行う。
		8.妊婦・乳幼児健康診査	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。		愛育班員数/人(家庭訪問件数/件)	257(18,993)	愛育班員数/人(家庭訪問件数/件)	257(19,389)	愛育班員数/人(家庭訪問件数/件)	284(18,737)	A	妊産婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認するとともに、妊産婦や保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。
		9.乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。	<喫煙率>		<喫煙率>		<喫煙率>		A	産後、母親やその家族が安心して育児ができるよう支援する。
		10.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。		母子手帳発行時/%	4.2	母子手帳発行時/%	3.2	母子手帳発行時/%	2.2	A	養育が必要な家庭を訪問し、妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。
		11.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。		3ヶ月健診/%	8.4	3ヶ月健診/%	5.0	3ヶ月健診/%	3.7	A	妊産婦・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。
		12.予防接種	健康課	病気にかからないように病気に対する抵抗力(免疫)をつくる。		1歳6か月健診/%	9.8	1歳6か月健診/%	8.1	1歳6か月健診/%	8.5	A	各予防接種の対象年齢時に接種できるよう健診や相談時を利用し、接種の確認と動員を行う。また、関係機関と連携し予防接種の周知・啓発を行う。
		13.乳幼児の事故防止	健康課	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。	3歳児健診/%	12.5	3歳児健診/%	11.3	3歳児健診/%	9.4	A	乳幼児期の月齢に応じた、事故予防の普及・啓発を行う。
		14.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。	実利用件数/件	2	実利用件数/件	1	実利用件数/件	1	A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら支援していく。
		15.歯科保健	健康課	妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施する。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。	妊婦歯科健診の受診率の向上に努めます。	延訪問件数/件	42	延訪問件数/件	121	延訪問件数/件	132	A	妊産婦からの口腔ケアの大切さについて普及・啓発していく。
		2.相談支援・情報提供	1.利用者支援事業	子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。	母子手帳発行時やウエルカム広場等を利用し、健康や子育てについての相談や健康教育を実施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	A	地域子育て支援システムを導入し、関係機関とのスムーズな情報共有を行うことで、継続的に支援を進めていく。	
		2.家庭児童相談	子育て支援課	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談センター、保健所、医療機関、警察などの関係機関と常に密接な連携を取り、家庭児童相談の充実を図ります。	BCG/件	924	BCG/件	968	BCG/件	885	A	方針と同様
6.子育て支援情報ホームページの開設・運営	子育て支援課	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。	四種混合/件	3,810	四種混合/件	3,877	四種混合/件	3,680	A	アクセス数の増加を目指す。		

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標		
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度
3 ・ 地 域 に お け る 多 様 な 保 育 ニ ー ズ 等 へ の 対 応		1.待機児童の解消	幼保運営課	0～2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受入れ体制を整えていく。 待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士確保に努める。 新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促す。	待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取り組み、地域バランスを考慮して計画的な設備整備を進めます。	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	0 0	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	0 0	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	0 0	A	これまで、待機児童解消のため、こども園への移行や民間園の施設整備に対する助成を行うことにより定員拡大を図り、併せて保育士の確保に努めているものの、まだ私的待機を解消するために必要な数には届いていない。H30年度からは、国の待機児童の定義変更も要因となり、国定上の待機児童が発生したところであるので、今後とも「こども未来計画」に基づく保育士の確保や、こども園への移行等により、待機の解消に努めていきたい。
		2.乳児保育事業	幼保運営課	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業の量及び質の充実を図ります。	実施箇所数/園	13	実施箇所数/園	13	実施箇所数/園	13	A	実施箇所数は目標を達成したものの、低年齢児を中心とした私的待機は多く発生している状況であることから、保育士確保に努め、受入人数の拡大に努める必要がある。
		3.時間外(延長)保育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。		実施箇所数/園	12	実施箇所数/園	15	実施箇所数/園	15	A	平成28年度において目標数は達成できている。
		4.一時預かり事業	幼保運営課	【幼稚園型】 幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う。 【幼稚園型以外】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受入れ、保育を行う。		実施箇所数/園	7	実施箇所数/園	8 (保育所:6、幼稚園:2)	実施箇所数/園	9 (保育所:7、幼稚園:2)	A	一時預かり事業の拡充に対する期待は高いことから、今後ともそのニーズなどの動向を注視し、必要に応じ拡充を検討していきたい。
						子育て支援課	実施箇所数/箇所	1 (コムコムひろば)	実施箇所数/箇所	1 (コムコムひろば)	実施箇所数/箇所	1 (コムコムひろば)	A
		5.子育て短期支援事業 [ショートステイ、トワイライトステイ]	子育て支援課	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。		実施箇所数/箇所	3	実施箇所数/箇所	3	実施箇所数/箇所	3	A	利用者の要望に適切な対応ができるよう、施設との連携を強化する。
		6.子育て援助活動事業 [ファミリーサポート・センター]	子育て支援課	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。		実施箇所数/箇所	1	実施箇所数/箇所	1	実施箇所数/箇所	1	A	登録会員数の増加を目指す。
		7.病児・病後児保育事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。		実施箇所数/箇所	1	実施箇所数/箇所	1	実施箇所数/箇所	1	B	事業の周知をすすめる。ニーズに応じた対応を進め、利用者の増加を目指す。
市内利用数/人	958					市内利用数/人	1,164	市内利用数/人	1,305				
8.子育てホームヘルプサービス	子育て支援課	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実を努めます。	利用延日数/日 (利用実人数/人)	10 (1)	利用延日数/日 (利用実人数/人)	79 (4)	利用延日数/日 (利用実人数/人)	15 (6)	A	利用申請があった際に適切な対応ができるよう、支援の充実を図る。		
4 ・ 児 童 虐 待 防 止		1.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	講演会の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回 (参加者数/人)	1 (146)	講演会等回数/回 (参加者数/人)	1 (123)	1 広報紙での啓発	A	方針と同様 子どもの人権について、市民への啓発に努める。	
		2.心の健康づくりと仲間づくり	健康課	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待につながらないよう、きめ細かな相談支援や仲間づくりに努めます。	23年から赤ちゃん訪問時に産後うつ等の早期発見(エジンバラ)指標を実施。 来所相談(医師、精神保健福祉士)、家庭訪問(精神福祉士)による相談の実施。	代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会46	代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会52	A	子育て支援に関する情報提供を行い、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が必要な時に必要な支援が受けられるよう支援する。	
		3.要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	関係機関の代表者により構成される代表者会(年1回開催)、関係機関の職員で構成される実務者会(月1回開催)のほか、必要に応じ随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護・支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図る。	西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。	代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会46	代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会52	代表者会1 実務者会12 個別ケース会20	A	方針と同様	
5 ・ 家 庭 の 教 育 力 の 向 上		1.家庭教育講座	市民活動推進課	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。	実施回数/回 (参加者数/人)	4 (138)	実施回数/回 (参加者数/人)	29 (1,963)	実施回数/回 (参加者数/人)	27 (1,489)	A	保護者の教育力向上を図るとともに、課題や悩み事など、子育ての問題解決に向けての講座を充実させる。
		2.子ども講座	市民活動推進課	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。		講座数/講座 (参加人数/人)	7 (98)	講座数/講座 (参加人数/人)	5 (58)	講座数/講座 (参加人数/人)	4 (55)	A	子どもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズにあった講座を企画し情報発信を行う。
		3.PTAとの連携	学校教育課	共通課題(小・中学生のスマホ等適正な利用など)について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組む。		配布校数/校	23	配布校数/校	23	配布校数/校	23	A	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標		
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度
6 ・ 経 済 的 支 援		1.子ども医療費助成制度	子育て支援課	中学校卒業(満15歳)までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	平成26年4月1日より、本市の子ども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げられたため、引き続き制度の周知を図ります。	助成件数/件	248,717	助成件数/件	259,467	助成件数/件	259,818	A	引き続き、制度の周知を図る。
		2.丸亀市このとり支援事業	健康課	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。	不妊治療費やひとり親家庭等医療費の助成、保育料の軽減などの経済的支援に関する制度について、更なる周知を図り、利用促進に努めます。	助成延件数/件	77	助成延件数/件	88	助成延件数/件	118	A	男性不妊治療の助成について周知する。
		3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。		助成件数/件	49,535	助成件数/件	51,733	助成件数/件	50,697	A	引き続き、制度の周知を図る。
		4.保育料の軽減	幼保運営課	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。		新制度開始に伴い、2号・3号認定児に係る本市の保育料を定める際、低所得階層にあっては保育料の引下げを行った。また、多子世帯等への軽減は、次のとおり ・同一世帯から保育所等に同時入所している場合、保育所の場合は未就学児から、幼稚園の場合は小学校3年生までにいる子どもから数えて第2子の保育料を半額、第3子以降は無料 ・扶養する子が3人以上いる世帯については、第3子以降の3歳未満児の保育料は免除【県の3子減免】 ・市町村民税所得割額が77,101円未満(2・3号認定)場合は48,600円未満のひとり親世帯の子どもの保育料について、1月あたり1,000円軽減	平成28年度は、次のとおり国・県の多子世帯等に対する軽減策の拡充に伴い、さらなる軽減を行う例規改正を行った。引き続き、国や県の制度に合わせて、負担額の軽減を推進していく。 【国制度】年収360万円程度未満の世帯について、子どもの数を数える際にあつた年齢上限を撤廃するとともに、ひとり親等世帯については、1人目の保育料をH27年度の半額、2人目以降を無料とした。 【県制度】保育所と子ども園に通う3歳未満児のみであった対象者を、幼稚園や小規模保育事業所に拡大したほか、3歳以上児も対象とし、同一世帯内において、上から第3子以降となる子どもに係る保育料を、3歳未満児にあっては無料、3歳以上児にあっては所得額に応じ、無料又は国制度の額の半額とした。	平成29年度は、国の保育料に係る段階的無償化にあわせ、保育料を軽減した。 【1号】 ① 国の見直しと同様、B2階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② B2(ひとり親世帯以外の世帯)及びC2(ひとり親世帯)について、一番安いC1(ひとり親)世帯と同額(2,500円)に軽減した。 【2・3号】 ① 国の見直しと同様、B階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② 国の見直し案と同様、C1、C2、D1、D2階層のひとり親世帯について、第1子の保育料をB階層(ひとり親世帯以外の世帯)と同額(保育時間、年齢により3,900円から5,000円)に軽減	平成30年度は、国の保育料に係る段階的無償化については、年収約360万円未満相当世帯における第1子の保育料を4,000円軽減して10,100円としたが、市が定める保育料は、既に国基準の保育料を下回っている(7,000円)。 来年度は、10月から国の幼児教育無償化が実施される予定であるので、情報を収集していきたい。				
7 へ の 配 支 援 が 必 要 な 家 庭		1.ひとり親家庭自立支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	延相談件数/件	778 (母子 748) (父子 30)	延相談件数/件	669 (母子649) (父子20)	延相談件数/件	987 (母子956) (父子 31)	A	方針と同様
		4.多言語による情報提供	子育て支援課	市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備。	継続	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備。	継続	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備。	継続	B	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標		
						項 目	27年度	項 目	28年度			項 目	29年度
Ⅲ：地 域の良 さを活 かした 連携を 推進し ます	1・安 心安全 なまち づくり	1.交通安全施設の整備	建設課	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所には転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	カーブミラー新設数/基	31	カーブミラー新設数/基	26	カーブミラー新設数/基	23	A	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。
		2.交通安全指導・啓発	環境安全課	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	119	交通安全教室開催数/回	118	交通安全教室開催数/回	109	A	方針と同様
		3.通学路のカラー化	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導柵などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	市内の小学校で実施している「通学路のカラー化」については、平成26年度から平成28年度の3か年で計画的に実施をしている。なお、平成27年度には、城辰小学校他3校区で実施した。	継続 6.9km	市内の小学校で実施している「通学路のカラー化」については、平成26年度から平成28年度の3か年で計画的に実施をしている。なお、平成28年度には、飯山北小学校他4校区で実施した。	継続 3.3km	通学路のカラー化を行った箇所の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	A	通学路のカラー化については、平成28年度で完了した。今後は、カラー化を行った箇所でも色が薄くなっている箇所の塗り直しを行ないます。	
		4.不審者情報の提供	環境安全課	Fネット通信の丸亀市ホームページへ掲載	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「子どもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。	配信件数/件	51	配信件数/件	50	配信件数/件	13	A	配信により情報共有
			少年育成センター	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、注意を呼びかける。		配信件数/件	32	配信件数/件	38	配信件数/件	45	A	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、発生場所を青パトで巡回する。
		5.防犯パトロール	環境安全課	地域ぐるみで地域安全活動(自主防犯パトロール隊)が行われるよう支援する。	団体数/団体	16	団体数/団体	22	団体数/団体	22	A	方針と同様	
		6.防犯意識啓発	環境安全課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。	防犯協会、警察と連携し、機会を捉え防犯教室やキャンペーンの開催や、各種チラシやリーフレットを配布し、防犯意識啓発を行った。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。防犯教室はのべ99回開催した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。防犯教室はのべ125回開催した。	A	方針と同様				
	7.緊急避難場所「子どもSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「子どもSOS」を設置する。設置後の年数経過により、プレートが傷んだり設置箇所の状況が変わってきているので、設置箇所の点検を実施していく。	設置件数/件(累計)	1,750	設置件数/件(新設)	6	設置件数/件(新設)	3	A	前年度に引き続き、設置の要望があれば設置の依頼をしていく。		
	の2ま ち子 育 つ て バ リ ア フ リ ー	1.歩道等のバリアフリー化の推進	建設課	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、スロープの設置や段差の解消などを行う。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	A	道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計を行ないます。					
		2.公共施設における授乳室等の整備促進	公共施設管理課(財務課)	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子どもトイレなど、本庁舎における施設整備を促進する。	公共施設をはじめ、日常的に外出頻度の高い身近な施設において、授乳やおむつ替えに必要なスペース、子どもトイレなどの整備を促進します。	設置箇所数/箇所	・おむつ替えスペース2箇所 ・授乳室1箇所	設置箇所数/箇所	・おむつ替えスペース2 ・授乳室1	設置箇所数/箇所	・おむつ替えスペース2 ・授乳室1	C	・おむつ替えスペース及び授乳室の維持管理に努める
3.マタニティマークの活用		健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守り、必要なときには手助けするような地域づくりを進めます。	配布数/枚	955	配布数/枚	903	配布数/枚	917	A	マタニティマークの普及・啓発を行う。	
り3・仕 事と子 育 てが 両 立 て る ま ち づ く	1.男女共同参画の推進	人権課	男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行う。	男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めます。家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。	男性従業員の子育て取得率/％ 〔丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート〕目標値15%以上)	3.20%	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは平成32年度に実施する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(2月17日、参加者166人) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・子育て世代の男性料理教室開催(5回、167人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは平成32年度に実施する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(2月17日、参加者166人) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・子育て世代の男性料理教室開催(5回、167人参加)	A	・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施：年度末・業界団体等へのイクボス研修 ・子育て世代の男性料理教室開催			
	2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業振興課(産業観光課)	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	従来どおり、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	A	引き続き国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努める。						
	3.勤労者の福利厚生と企業への啓発	産業振興課(産業観光課)	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。	従来どおり、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	A	引き続き福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。また、今年度から始めたキッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努める。					
4・人 材育 成・支 援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	子育て支援員研修等、地域子育て支援拠点事業に対し、案内。多数が受講し、資質の向上に努めた。	各団体において子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	A	方針と同様				
		幼保運営課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。	愛育班、母子保健推進員を中心に地域の中で訪問、声かけ等を実施。	研修会を開催し知識の向上を図った。	定期的に役員会や研修会を開催し、組織の育成や資質の向上に努めた。	A	研修会の開催、各組織と意見交換や情報提供等を行い地域で主体的に活動できるよう支援する。					
	2.地区組織・人材育成の仕組みづくり	健康課	地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	ボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	B	子育てボランティアの育成のための具体的な取組方法について、さらなる検討が必要である。					
		子育て支援課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。	未実施	未実施	未実施	D	方針と同様					
	3.子どもの体験活動等に関わる団体等への支援	市民活動推進課	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。	実施回数/回(参加者数/人)	2(172)	実施回数/回(参加者数/人)	2(467)	実施回数/回(参加者数/人)	1(113)	A	地域で子育てを支援できる仕組みづくりができるようセミナー等を開催して、地域におけるコーディネーターを養成する。	
少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	A	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。						

進捗状況評価基準 A: 予定通り(予定以上に)進捗している。 B: 遅れている。 C: 取組みが進んでおらず、成果はなかった。 D: 廃止・組替え